

《被扶養者認定に必要な提出書類一覧表》

被保険者は、被扶養者認定を受ける際、認定条件に適合していることを添付書類等により自ら証明しなければなりません。

次頁の注意事項も必ず確認のうえ、該当する全ての書類を提出してください。

① 必ず提出する書類 → ② 必ず1つ以上提出する収入に関する書類 → ③ 該当する場合に提出する書類

- 届出は事業主（被保険者勤務先）を経由して行ってください。
- 個人番号の届出も必要です。提出方法の詳細は事業主に確認してください。
- この表の書類以外に別途追加書類の提出を求めることがあります。
- コピー提出の際は、なるべくA4またはA3用紙を使用し、必ず全ての内容が写る様にコピーしてください。一度提出された書類は返却できません。

書類番号	提出書類		続柄						書類の入手先	
	対象者の状況に応じて書類を提出してください。 【健保様式】の書類は原本提出。 [写]と記載があるものは原則写し。 指定がない書類は写しでも可。		配偶者	子			父母・祖母・兄弟姉妹・孫	義父母等		
				新生児	終了前	義務教育終了後				
① 必ず提出する書類										
1	【健保様式】健康保険被扶養者（異動）届		○	○	○	○	○	○	いすゞ健保のホームページ	
2	【健保様式】現況届 ●義務教育終了前用と終了後年齢用の様式があります		○	△	△	○	○	○		
3	住民票（3ヶ月以内交付で世帯全員の続柄が記載されたもの）※1		○	○	○	○	○	○		市区町村
4	【健保様式】被扶養者の失業給付等の収入に関する念書		○			○	△	○		いすゞ健保のホームページ
② 必ず1つ以上提出する収入に関する書類（該当するもの全て）（義務教育終了前年齢は不要）										
5	パート / アルバイト収入がある	給与明細（3ヶ月分） [写]	○			○	○	○	対象者が保管	
6	自営業 / 農業 / 不動産 / 個人事業等を行っている	最新の確定申告書 [写] と 収支内訳書または青色申告決算書等 [写]	○			○	○	○		
7	前年※2から無収入	最新の所得証明 または 非課税証明	○			△	○	○	市区町村	
8	前年※2～今年退職した	退職を証明するなんらかの書類	○			○	○	○	対象者が保管	
③ 該当する場合に提出する書類										
9	各種年金受給者 および65歳以上	最新の年金額がわかる書類 [写]	○			○	○	○	対象者が保管 (年金事務所)	
10	S37.4.1以前生まれの女性 S35.4.1以前生まれの男性	最新の所得証明 または 課税・非課税証明	○			○	○	○	市区町村	
11	結婚による申請	婚姻日が確認できる書類	○							
12	養子縁組による申請	養子縁組日が確認できる書類				○	○			
13	証明書類が旧姓	氏名変更が確認できる書類	○			○	○	○		
14	住民票で被保険者との 続柄が断定できない	続柄が確認できる書類	○	○	○	○	○	○		
15	退職以外の事由で健康保険の 資格を喪失した	健康保険資格喪失証明書 [特別な事情がなければ原本]	○			○	○	○	対象者が保管	
16	健康保険に加入中	保険証のコピー [写]	○			○	○	○	認定不可 被保険者が保管	
17	被保険者と同一世帯でない	仕送りの証明[写]	○			○	○			
18	医療費の公費助成がある	最新の医療証[写]	○	○	○	○	○	○	市区町村	
19	被保険者以外に扶養義務者がいる または 同一世帯に義務教育終了後 年齢の方がいる	その方の収入を証明する書類				△	△	○	○	状況により

※1 日本に住民票がない場合は原則被扶養者にはなれません。（R2年4月改正）

国内居住要件の詳細については、事業所へ確認してください。

※2 1月～5月に申請する場合は「前年」を「前々年」と読みかえます。

〔被扶養者認定に必要な提出書類に関する注意事項〕

書類番号	提出書類	注意事項・使用目的等
2	現況届	△ 出生または入社に伴う義務教育終了前の子を届け出るとき・・・被保険者の配偶者が既に認定されている場合または配偶者の認定と同時に届け出る場合は不要 ・ 事由発生日より1ヶ月を過ぎた提出時は、別紙「申請経緯書」あり（子である新生児は不要）
3	住民票	◆ 世帯全員の、続柄が記載された、3か月以内に交付されたもの ◆ マイナンバーの記載がないものまたはマイナンバーを消してコピーしたもの ※ 被保険者が世帯主でなく、住民票で対象者との続柄が断定できない時は書類番号14も提出
4	被扶養者の失業給付等の収入に関する念書	△ 義務教育終了後年齢のみ ・ これまで働いたことがない方や雇用保険等に加入していない方も提出（情報連携システムを利用し、失業給付等の受給状況を確認する事があります）
5	給与明細（3ヶ月分）	◆ 同一就業先の連続した直近3ヶ月分 ◆ 紛失等の理由で3ヶ月分の明細が提出できない場合は、いすゞ健保様式の「雇用証明書」に直近6ヶ月の支給実績を証明してもらい、明細の代わりに提出 ◆ 就労開始直後で3ヶ月分の給与明細が揃わない場合でも、見込み年収を算出する事が出来る明確な雇用契約がある場合には、いすゞ健保様式の「雇用証明書」で可
6	最新の確定申告書と収支内訳書 または 青色申告決算書等	◇ 収入、経費等を確認（ 税法上の経費と、健康保険における経費は異なります ） ・ 状況によって、他の書類や過去の申告書も提出いただく事があります
7	最新の所得証明 または 非課税証明	△ 高校2年生に準ずる年齢の5月までの申請時は不要 ◆ 所得証明書、非課税証明書等、 収入内訳の記載があるもの ・ 前年就労分の給与収入が記載されている場合は書類番号8を提出
8	退職を証明するなんらかの書類	◆ 雇用保険離職票1&2、雇用保険資格喪失確認通知書、雇用保険受給資格者証、健康保険資格喪失証明書、退職した会社が発行した退職証明書、退職源泉徴収票、退職票（公務員）、退職辞令（公務員）、いすゞ健保様式の「退職証明書」等、対象者の氏名・退職日・書類の交付元がわかるなんらかの書類。 ※ 失業給付受給申込済みの場合等受給資格者証が手元にある時は、受給資格者証を提出
9	最新の年金額がわかる書類	・ 受給している 全ての年金 が対象 ◆ 年金証書、年金振込通知書、年金額改訂通知書、年金決定通知書、支給額変更通知書等、金額がわかる書類（氏名欄もコピー必須）。源泉徴収票は、1年を通して受給していたことが明らかで、金額に変動がないと考えられる場合のみ可。いづれか 最新のもの 。 ◆ 企業年金・個人年金・非課税年金がある場合はその通知書も必須 ◆ 65歳以上の方で、年金の受給権がない場合は、年金事務所発行の「被保険者記録照会回答票」が必要。
10	最新の所得証明 または 課税・非課税証明	◆ 所得証明書、課税・非課税証明書等、 収入内訳の記載があるもの
11	婚姻日が確認できる書類	◆ 戸籍謄本、婚姻届受理証明書
12	養子縁組日が確認できる書類	◆ 戸籍謄本、養子縁組届受理証明書
13	氏名変更が確認できる書類	◆ 戸籍謄本、婚姻届受理証明書、養子縁組届受理証明書、新旧氏名が記載されている住民票、運転免許証の両面コピー
14	続柄が確認できる書類	◆ 戸籍謄本 ・ 別世帯の場合や、同一世帯でも被保険者が世帯主でなく続柄が断定できない場合
15	健康保険資格喪失証明書	・ 契約変更、任意継続脱退による資格喪失時や、被保険者以外の方に扶養されていた場合 ・ 被保険者の入社に伴う申請で、入社前も被保険者に扶養されていた場合は不要
16	保険証のコピー	※ 任意継続被保険者等、被保険者は扶養に入ることはできません （国民健康保険を除く）
17	仕送りの証明	◇ 対象者の生計を維持する為に定期的・継続的に支援していることを確認 ・ 住民票上、同一世帯にない場合（同一住所における世帯分離含む）に必要 ・ 会社都合による単身赴任（=配偶者との別居）の場合は不要 ◆ 被保険者から被扶養者へ、いつ、いくらがわかる銀行振込の通帳の写し等 ◆ 学生である子の場合は、学生証の写しまたは当年度発行の在学証明書で代用可
18	最新の医療証	◇ 医療費助成の有無を確認
19	被保険者以外の扶養義務者や、同一世帯の義務教育終了後の方の収入を証明する書類 〔書類の例〕 ◆ <無収入>最新の所得証明または収入の内訳が記載されている課税・非課税証明 ◆ <年金>最新の年金額がわかる書類と最新の所得証明書等 ◆ <給与>連続した直近3カ月の給与明細 ◆ <自営業>最新の確定申告書と付表 ◆ <その他>収入額を証明できる書類	△ 対象者が義務教育終了前の「子」の場合、出生または入社時は不要 △ 対象者が「子」の場合は、被保険者の扶養に入っていない配偶者分のみ ＜対象者が被保険者と同一世帯の場合＞ 同一世帯にいる義務教育終了後年齢の方で、被保険者の扶養に入っていない方の収入証明 ＜対象者が被保険者と同一世帯でない場合＞ 対象者と同一世帯にいる義務教育終了後年齢の方で、被保険者の扶養に入っていない方の収入証明 ・ 対象者に被保険者の扶養に入っていない配偶者がいる場合は、世帯状況に関係なくその配偶者の収入証明と保険証の写しも提出（75歳以上は保険証の写しは不要）

ご提出いただく書類は、公平・公正に被扶養者認定を行うために使用するものであり、目的外に利用することは一切ありません